

青森県報

第三千三三三号

平成二十年
十月二十七日
(月曜日)

目次

告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 障害者自立支援法による相談支援事業者の指定……………(同) ……一
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……一
- 基本測量の実施……………(監理課) ……二
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経理課) ……二
- 公 告
- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生化課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(県中地域局) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(県上北地域局) ……三

告 示

青森県告示第六百九十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定期日
名称 社会福祉法人七峰会	主たる事務所の所在地 弘前市大字下白銀町二一の八	生活介護	平成二十年十月二十七日
名称 社会福祉法人七峰会	主たる事務所の所在地 弘前市大字下白銀町二一の八	就労継続支援B型	"
名称 山郷館デイサービスセンター黒石	主たる事務所の所在地 山郷館デイサービスセンター黒石	生活介護	平成二十年十月二十七日
名称 山郷館デイサービスセンター黒石	主たる事務所の所在地 山郷館デイサービスセンター黒石	就労継続支援B型	"
名称 黒石市大字甲大工町二の二	主たる事務所の所在地 黒石市大字甲大工町二の二	生活介護	平成二十年十月二十七日
名称 黒石市大字甲大工町二の二	主たる事務所の所在地 黒石市大字甲大工町二の二	就労継続支援B型	"

青森県告示第六百九十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十二条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定相談支援事業者	相談支援事業を行う事業所	指定期日
名称 社会福祉法人七峰会	主たる事務所の所在地 弘前市大字下白銀町二一の八	平成二十年十月二十七日
名称 山郷館サポートセンターくろい	主たる事務所の所在地 黒石市大字甲大工町二の二	"

青森県告示第六百九十六号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

黒石市大字南中野字館ヶ沢一の二二六

二 保安林指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百九十七号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

公共測量(基本測量 電子基準点測量)

二 作業期間

平成二十年九月二十五日から同年十月三十一日まで

三 作業地域

十和田市西部(十和田湖周辺)

青森県告示第六百九十八号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一

部を次のように改正する。

平成二十年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

「津軽みらい農業協同組合追子野木出張所 黒石市一番町

「津軽みらい農業協同組合山一出張所 黒石市大字牡丹平

「津軽みらい農業協同組合松崎支店 平川市本町北柳田

「津軽みらい農業協同組合柏木支店 平川市本町北柳田

「津軽みらい農業協同組合大坊支店 平川市本町北柳田

「津軽みらい農業協同組合尾上西支店 平川市原大野

「津軽みらい農業協同組合東支店 平川市原大野

「津軽みらい農業協同組合田舎館西支店 南津軽郡田舎館村大字田舎館

「津軽みらい農業協同組合光田寺支店 南津軽郡田舎館村大字田舎館

「津軽みらい農業協同組合南部支店 北津軽郡板柳町大字夕顔関

「津軽みらい農業協同組合小阿弥支店 北津軽郡板柳町大字夕顔関

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証

を削る。

及び

の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十年十月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人菜の花トラストin横浜町

三 代表者の氏名

鳥山 洋一

四 主たる事務所の所在地

上北郡横浜町字林の脇七九の二二

五 定款に記載された目的

この法人は、国内外の人々に対して、ナタネの作付け、農業体験活動、菜種油の搾油・販売活動を行い、横浜町の農家が、継続して生産できる体制をつくり、横浜町の菜の花をまもり育てることによって、自然環境の保全と地域の活性化に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 福井組

二 氏名 福井 隆

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡大鰐町大字虹貝字清川二二八の二五

四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第二〇〇一九九号

五 取消年月日 平成二十年十月一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十年九月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社相馬土建

二 代表者の氏名 相馬 進一郎

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字青女子字桜苅三九一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第二〇〇四〇〇号

五 取消年月日 平成二十年十月二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十年六月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社サカイロテック

二 代表者の氏名 酒井 邦子

- 三 主たる営業所の所在地 七戸町字野崎狐久保二六六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第五 六七号
- 五 取消年月日 平成二十年十月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年九月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭